

本宮市農業委員会 平成29年2月総会 議事録

1. 開催日時 平成29年2月17日（金）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階「大会議室」
3. 出席委員
 - 農業委員会委員

1番 佐藤 孝昭	2番 渡辺 喜一	3番 渡邊 謙輔
4番 國分 政利	5番 遠藤 政幸	6番 國分 新司
7番 渡邊 孝一	8番 渡邊 平二	9番 伊藤 隆一

 - 農地利用最適化推進委員

1番 石橋 広基	2番 遠藤 栄太郎	3番 遠藤 俊雄
4番 遠藤 秀男		6番 佐藤 一徳
7番 三瓶 和彦	8番 三瓶 修藏	
10番 根本 市徳	11番 渡邊 善幸	12番 渡邊 利一
4. 欠席委員 農地利用最適化推進委員 5番 國分 隆一 9番 鍋島 正則
5. 遅参委員
6. 職員 事務局長 渡邊 孝江
7. 書記 主査 武藤 正昭

事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。欠席の通告は推進員9番鍋島正則委員、5番國分隆一委員です。開会のあいさつは会長職務代理者より申し上げます。

会長職務代理者 事務局長 ただ今から、本宮市農業委員会2月定例会を開会いたします。（時節の事柄）本宮市農業委員会会長よりあいさつを申し上げます。

会長伊藤 隆一 時節の事柄

事務局長 これより先は、会長が議長を務め議事進行いたします。

会長伊藤 隆一 出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。次に議事録署名委員を指名します。5番遠藤政幸委員、6番國分新司委員を指名いたします。次に会期の決定ですが、本日限りとしてご異議ございませんか。（異議なし）

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、会期を本日限りといたします。日程に従いまして、報告を行います。農地転用現地調査委員長の報告を求めます。

遠藤委員 議長

会長伊藤 隆一 遠藤委員

現地調査委員長 調査委員長に選任されました私、遠藤政幸です。調査委員は、佐藤孝昭委員、根本市徳委員、鍋島正則委員です。去る2月10日、1時30分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと現地を調査いたしました。申請は、併用地を含む分譲住宅です。土砂等の流出・周辺農地へ及ぼす影響はないとするものと思われまます。以上、現地調査委員会の報告といたします。

会長伊藤 隆一 1月定例会で意見を附して福島県知事に進達した許可処分について事務局よ

り報告いたさせます。

事務局 議長
 会長伊藤 隆一 事務局
 事務局 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出に対する報告について」を報告致します。1月定例会で許可適当の意見を付して福島県知事へ進達いたしました、農地法第5条3件は2月13日付けで、許可になりました。

会長伊藤 隆一 報告事項でありますので、質疑は行いませんが、農地転用現地調査委員長報告につきましては、議案審議に際し意見を伺うことといたします。それでは、日程に従い議案の審議を行います。

事務局 議長
 会長伊藤 隆一 局長
 事務局 局長
 会長伊藤 隆一 (事務局朗読・説明)
 渡邊委員 第3条現地調査委員の調査結果及び補足説明をお願い致します。

会長伊藤 隆一 議長
 渡邊委員 議長
 渡邊委員 議案第6号件番1について、2月10日に現地調査及び申請内容の確認を石橋広基委員と致しました。譲受人は意欲的に農業に従事しており、申請内容との不整合や不備は認められませんでした。以上の結果を踏まえ、件番1につきましては、許可適当と判断いたしました。現地調査の報告と致します。

会長伊藤 隆一 農地利用最適化推進委員の石橋広基委員のご意見はありますか。
 石橋委員 特にありません。

会長伊藤 隆一 ご苦勞様でした。議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 議案第6号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに異議ありませんか。
 (異議なし)

会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第6号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項申請1番は許可とすることに決定いたしました。

事務局 議長
 会長伊藤 隆一 局長
 事務局 局長
 会長伊藤 隆一 (事務局朗読・説明)

会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)

- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切ることに異議ございませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 議案第7号「農地の転用に係る事業計画の変更について」申請1番は、許可
適当の意見を付して、福島県知事に進達することに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第7号「農地の転用に係る事業計画の変更について」
申請1番について福島県知事に進達することに決定いたしました。
議案第8号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第5条第1
項の規定による申請を上程を致します。申請1番について事務局の説明を求
めます。
- 事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第8号「農地の転用のための権利移
動制限について」農地法第5条第1項の規定による申請1番は、許可適当の
意見を附し、知事に進達することに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第8号「農地の転用のための権利移動制限について」
農地法第5条第1項の規定による申請1番は、許可適当の意見を附し、知事
に進達することに決定を致しました。
次に、議案第9号「現況確認証明願いについて」を上程します。申請1番
について、事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
会長伊藤 隆一 局長。
事務局長 (事務局朗読・説明)
- 会長伊藤 隆一 議案に対する質疑を行います。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第9号「現況確認証明願い」の申
請1番は、非農地である証明をすることに、異議ありませんか。
(異議なし)
- 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第9号「現況確認証明願い」の申請1番は、非農地
である証明をすることに決定をいたしました。
次に、議案第10号「農用地利用集積計画の決定について」を上程します。事

- 事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長
 会長伊藤 隆一 事務局長
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 再設定 11 件、新規設定 7 件の議案に対する質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 11 件、新規設定 7 件の議案案件は本宮市長より送付された計画案の通り決定することに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 10 号「農用地利用集積計画の決定について」再設定 11 件、新規設定 7 件の議案は本宮市長より送付された計画案の通り決定いたしました。
 議案第 11 号「贈与税の納税猶予の適用を受ける適格者であることの証明について」を上程致します。申請 1 番について事務局の説明を求めます。
- 事務局長 議長。
 会長伊藤 隆一 局長。
 事務局長 (事務局朗読・説明)
 会長伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 11 号「贈与税の納税猶予の適用を受ける適格者であることの証明について」申請 1 番は、申請人を適格者であることの証明をすることに異議ありませんか。
 (異議なし)
 会長伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 11 号「贈与税の納税猶予の適用を受ける適格者であることの証明について」申請 1 番は、申請人を適格者であることの証明をすることに決定いたしました。
 次に、議案第 12 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局長 (事務局朗読・説明) 本宮市農業振興地域整備計画を農地転用に伴う農振地除外のため変更することについて、本宮市より意見を求められているものです。
- 会長 伊藤 隆一 議案に対する、質疑を行います。
 (異議なし)
 会長 伊藤 隆一 異議なしと認め、採決を行います。議案第 12 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」異議ありませんか。
 (異議なし)

会長 伊藤 隆一 質疑を打ち切るに異議ありませんか。

(異議なし)

会長 伊藤 隆一 異議なしと認め、議案第 12 号「本宮農業振興地域整備計画の変更について」、
異議なしの意見を附し回答することに決定致しました。

以上をもちまして、議案はすべて終了しました。

事務局長 本日の議案はすべて終了いたしましたので、閉会のあいさつは会長職務代理
者より申し上げます。

会長職務代理者 以上をもちまして、本宮市農業委員会 2 月の定例会を終了いたします。

平成 29 年 2 月 17 日

(閉会午後 2 時 50 分)

本宮市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

議長 伊藤 隆一

議席 5 番委員 遠藤 政幸

議席 6 番委員 國分 新司
